

## 環境影響評価審査会総会議事録

- 1 日時：平成 21 年 12 月 15 日（火）14:00～16:10
- 2 場所：パレス神戸 大会議室
- 3 議題：
  - (1) 審査会会長及び副会長の選出について
  - (2) 環境影響評価指針の改正について
  - (3) 平成 20 年度事後監視調査結果報告について
    - 1) 洲本市内田地区土石採取事業
    - 2) 淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地事業
    - 3) 東播都市計画道路 1.4.1 号東播磨南北道路事業
    - 4) 一般国道 178 号余部道路事業
  - (4) その他
- 4 出席委員：山口会長、山中副会長、大迫委員、小谷委員、川井委員、北村委員、菅原委員、田中哲夫委員、田中みさ子委員、辻委員、中野委員、服部委員、花田委員、別府委員、室山委員
- 5 兵庫県：環境担当部長  
環境管理局長  
環境影響評価室長、主幹、審査係長他係員 3 名  
大気課、水質課
- 6 事業者：太平洋セメント株式会社
- 7 傍聴者：なし
- 8 配布資料
  - ・ 会議次第
  - ・ 出席者名簿
  - ・ 資料 1) 環境影響評価指針の改正について
  - ・ 資料 2) 洲本市内田地区土石採取事業事後監視調査結果報告（平成 20 年度）
  - ・ 資料 3) あわじ石の寝屋緑地事後監視調査結果報告（平成 20 年度）
  - ・ 資料 4) 東播磨南北道路事後監視調査結果報告（平成 20 年度）
  - ・ 資料 5) 一般国道 178 号余部道路事後監視調査結果報告（平成 20 年度）
  - ・ 資料 6) 平成 20 年度以降に審査を行った事業の現状及び今後予想される事業について
  - ・ 資料 7) 環境影響評価法見直しの動向について
- 9 議事概要

環境影響評価審査会規則第 5 条第 2 項の規定(委員の互選)により、会長に山口委員を、副会長に山中委員を選出。

事務局が資料 1 により環境影響評価指針の改正(案)について説明。

〔質疑〕

- (委員) P1 の調査方法(2)植生について、改正案に「単位面積あたりの種多様性を算出する」とあるが、「種多様性」を「算出する」という用語は合わない。ここでいう「種多様性」の定義はどこかに出てくるのか。
- (事務局) 指針の中では「種多様性」はここだけに出てきており、定義は出ていない。内容としては植物の種数のことである。
- (委員) データとしては階層ごとの量的なデータも出てくる。種数だけを記載するのは実際のデータを反映しないのではないか。「種多様性」という用語の意味するところがわからない。この部分を定義するか、考え方を広げて種数だけでなく、どういう種組成であるか、生態的な意味を含めないと改正したことにならないのではないか。
- (委員) 植物社会学的植生調査方法の中には種組成が入っており、その中の一覧表でどういう種組成があるかは示されている。今までの植物社会学的植生調査方法では面積を一定にしていなかったため、単位面積あたりの種数を評価できなかった。改正案では、面積を一定にしてその地域の種多様性を評価しようとするものである。種多様性に関してはいろいろな多様度指数があるが、ここでいう種多様性は調査面積当たりの種数である。「種多様性(種数)」とするか、種多様性をこのままにして、各種の被度は%で記録することとしているので多様度指数を出すことでもよい。
- (委員) 文章の並び方を変えるか、もう少し説明を加えないと理解できないので、修正をお願いしたい。
- (委員) 高木層の樹木は胸高直径を測定するとあるが、種多様性の評価になるのか。
- (事務局) 樹木の重量を推定するのに役立つデータとなる。二酸化炭素の森林吸収などの管理に役立つものである。
- (委員) 現行指針の調査方法欄では植物社会学的植生調査方法がまったくわからない。今回改正案でもこの欄だけではすべての情報を記載できないが、最低限の内容が記載してある。
- (委員) 被度(%)とあるが、これは上から見た場合か。重なっている場合はどうなるか。
- (事務局) 種ごとに単位面積あたりの%を出すので、複数種の被度を足すと100%を超える場合がある。
- (委員) 被度については、現行の植生調査方法と同じであるが、現行では5段階評価で表していた。例えば被度が5であれば75~100%の間となる。改正案では、数値で表すことで多様度指数を出す場合もその数値を利用できる。
- (委員) 改正案では調査結果すべてが種多様性を算出するための調査となっているように思われる。ここでいう種多様性の意味だけでは、多様度指数については出

てこない。単位面積あたりの種多様性を算出するのであれば、細かい面積設定は必ずしもいらぬのではないか。多様度指数を出すのであれば、記載した方がよい。

(委員) この部分をもう少し検討して修正するようにお願いします。ここでは種多様性としているが、他の部分は生物多様性となっている。違いはあるのか。

(事務局) ここでは種数を算出するためのものとして、種多様性としている。

(委員) P2 の 10 陸生植物の予測項目(2)について、改正案では「貴重な植物種及び植物群落に与える影響」と漠然としているが、現行の方が明確ではないか。また、(3)について、「周辺地域を含む地域」としているが、表現があいまいではないか。

(事務局) 現行では事業区域の周辺しか示していない。事業区域も含むことを表そうとしているが、事業区域という用語が条例等で定義されていないため、この表現としている。

(委員) 事業により事業区域全体が破壊されるが、現行では破壊が周辺に及ばないということで、周辺の植生及び生物多様性に及ぼす影響を調査することになっている。今の時代、事業区域の中にも残すところは多くある。本来、事業区域及びその周辺とすべきであるが、事業区域という用語がないので、やむを得ない表現となっている。

(委員) P2 の 11 陸生動物の予測方法(3)について、予測項目は「生息環境の改変が動物の生息状況及び生物多様性に及ぼす影響」であるのに、予測方法の改正案では「生物多様性に与える影響」だけを予測することになっており、「動物の生息状況に及ぼす影響」の予測方法がなくなっている。現行の予測方法では「直接的損傷による影響及び生息環境の変化による影響について予測する」とあり、それに「生物多様性に与える影響」を加えるのが改正の趣旨に合うのではないか。

(委員) 陸生植物は種の絶滅を防ぐ、種の生息場所を残す、そして全体の生物多様性に配慮するとしており、そのための予測をするようになっている。陸生動物、水生生物も同様にすればどうか。予測項目と予測方法が整合していないようであるので、予測方法の中に予測項目を繰り返し記載して整合させるべきである。

(委員) もう少し検討して、修正することをお願いします。

事業者が資料 2 により洲本市内田地区土石採取事業事後監視調査結果報告(平成 20 年度)について説明。

〔質疑〕

(委員) 今後の自主調査の結果はどうするのか。県へ報告するのか。

(事業者) 植物、生態系、景観の自主調査結果は県へ報告させていただく予定である。

(委員) 5 年に 1 回自主調査するとのことだが、どれくらい調査を続けるのか。

- (事業者) いつまで調査を続けるのかについては、調査結果を踏まえて決めることになる。ただ、法面緑化を行い10年経過したが、シカの食害等により思ったほど進んでいないので、今後10年は少なくとも調査が必要なのではと考えている。
- (委員) 騒音の調査結果について、等価騒音なので時間帯は6:00~22:00だろうけれど、この結果を見るとあまり昼間の変動はないということか。
- (事業者) 出荷棧橋付近の調査地点では、主要な音源は出荷棧橋での船への土砂積み込み音(棧橋から船へ土砂が落ちる音)である。出荷作業中以外の時間帯は前面道路の自動車走行音ぐらいであり、比較的静かである。
- (委員) シカの侵入防止柵の写真があったが、この木の柵のメンテナンスはどうしているのか。
- (事業者) 植栽した木の状況および食害の状況等を踏まえ必要に応じて、その都度、メンテナンスを行っている。写真の柵は、最近作り直したものである。
- (委員) 動物について、事業実施する前に調査した結果はあるが、事業実施後にどれだけ減ったのかについてデータがほしい。こういう事業を実施するとどこまで減って、それからどれくらいの速度で回復するのかということが分かるので、他の大学や研究所とタイアップして、継続して調査すると有意義なデータが取れるのではと思う。
- (事業者) 平成15年度に事業開始後5年間分の詳細な調査結果をまとめているが、調査は改変場所の調査と貴重種の追跡調査なので、どこまで減ったかというデータとしてどこまで取れているのか難しいところがある。
- (委員) 環境創造池について、今後どのように維持していくのか。
- (事業者) 現在の池の周りは草地や裸地であるが、池の後ろにある法面の木が育ってくれば池の状況も変わってくると考える。それまでの間、若干のメンテナンスを行うかについて検討中である。

事務局が資料3~5によりあわじ石の寝屋緑地事後監視調査結果報告(平成20年度)、東播磨南北道路事後監視調査結果報告(平成20年度)、一般国道178号余部道路事後監視調査結果報告(平成20年度)について説明。

〔質疑〕

- (委員) 資料4の東播磨南北道路について、答申では、騒音・振動において、「周辺地域への影響に配慮して工事計画を策定し、工事内容等を事前に十分説明することにより周知を図る必要がある」となっているが、どのように周知がなされたのか。
- (事務局) 当時は地域の分断や道路構造に関し住民意見が出されていたが、説明を十分行うことにより、最近では周辺住民からの苦情は発生していないと聞いている。具体的な周知方法については、後日報告させていただく。
- (委員) 東播磨南北道路は部分供用したということだが、工事中と部分供用部の事後

監視調査はどういう扱いになるのか。

- (事務局) 工事中のところは、工事影響が予測される調査を、供用したところは、道路交通騒音など供用による影響を調査することになる。
- (委員) 全線開通後に部分供用部は事後調査が終わっているのでやらないということになれば、部分供用と全面供用では交通量が違うので、正当な評価にならないのではないか。
- (委員) フサタヌキモという貴重種は環境影響評価時に確認されたが、その後の事後監視調査では確認されなかったということか。
- (事務局) そのとおりであり、フサタヌキモは、工事前の平成 18 年 11 月に実施した株採取、種子採取において 5 個体確認しており、ジーンバンクに預けることにより、種の保存を行っているようである。
- (委員) フサタヌキモの生育している場所が改変されていなくなったのか、改変されなかったけれど調査で見つからなかったのか。
- (事務局) 後者であると思われるが、その原因が工事の影響によるものなのか、その他の要因によるものなのかが難しく事務局としても指導に苦労しているところである。
- (委員) ダルマガエルについて、答申では、「移動経路の確保など道路構造の配慮により、生息域の分断の回避」とあるが、実際には道路構造のどのような配慮を行ったのか。
- (事務局) 八幡南インターチェンジ付近で多数確認されたという報告は受けているが、どのような配慮をしたかについては後日報告させていただく。
- (委員) ダルマガエルは、非常に分布の範囲が狭いので、注意しないと、生物多様性の 1 番目の種の絶滅を招くかもしれないので、それくらい気にしなければならぬ種である。
- (委員) フサタヌキモについて、「ジーンバンクに預けることにより、種の保存を行う」とあるが、保存とはどのようなものか。
- (事務局) 人と自然の博物館で、絶滅危惧植物等の種子について、適切な空調の中、保存されているのを見学したことがある。
- (委員) 種子の保存は分かるが、殖芽はどこかに植えないと保存できないのではないか。
- (委員) 他のところはあまり詳しくないが、まず、タヌキモは種子ができたとしても、小さくて保存は難しいと考える。その場合、普通は栄養生殖の殖芽で植えるのだが、その保存方法はないような気がする。
- (委員) 記憶では、フサタヌキモの生育場所は直接改変されないが、先生方の意見で橋脚を工事すると絶滅するとあったので、採取して保存している。だから、調査で確認されないと理解している。そこで、保存とはどのような保存が分からないので聞いている。
- (事務局) 具体的な保存方法については、後日報告させていただく。

- (委員)「種の保存を行う」の記載について、この「種」は「種子」のことであるなら、「種子の保存」と記載した方が良い。
- (事務局) そのあたりも含め報告させていただく。
- (委員) それと、説明の中であった事後監視調査等の定義について、文書でいただきたい。
- (事務局) 後ほど配布させていただく。
- (委員) 事後監視調査結果について、今後、データが蓄積されていくと思われるが、私たち委員が審査会で審議する際は頭の中で考えたことがほとんどで、実際にどうなるか分からないことがたくさんあるわけです。そうすると、この事後監視調査のフォローアップは非常に意味がある。是非、貯まっていく事例をデータベース化して、委員が予想したことに対して、そうであったのか、また別の要因があって違ったのか等、あとあと検証できる体制を作ってほしい。
- (事務局) 事業者が行った事後監視調査結果が有意義なものとなるよう検討していきたい。

事務局が資料 6、7 により平成 20 年度以降に審査を行った事業の現状及び今後予想される事業、環境影響評価法見直しの動向についてについて説明。

〔質疑なし〕

以上